

電気事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)【第一条関係】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

○電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令(平成二十七年政令第二百六十八号)【第二条関係】・・3

- 1 -

二の十三において読み替えて準用する場合を含む。）、第四項並びに第五項及び第六項（これらの規定を法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十三条の二（法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十三条の三第一項（法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二項（法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十三条の四第一項（法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する場合及び法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第一項（法第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条の十、第二十七条の十一第二項から第四項まで、第二十七条の十一の二から第二十七条の十一の六まで、第二十七条の十二の十、第二十七条の十二の十一第二項から第四項まで、第二十七条の十二の十二第一項、第四項及び第五項、第二十七条の十四、第七章並びに第百三条の二第三項の規定とする。

2
4
(略)

四項並びに第五項及び第六項（これらの規定を法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十三条の二（法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十三条の三第一項（法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二項（法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十三条の四第一項（法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する場合及び法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第一項（法第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条の十、第二十七条の十一第二項から第四項まで、第二十七条の十一の二から第二十七条の十一の六まで、第二十七条の十二の十、第二十七条の十二の十一第二項から第四項まで、第二十七条の十二の十二第一項、第四項及び第五項、第二十七条の十四、第七章並びに第百三条の二第三項の規定とする。

2
4
(略)

○電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令（平成二十七年政令第二百六十八号）【第二条関係】（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
（みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法の規定の適用についての技術的読替え） 第三条 改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「旧電気事業法」という。）の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			（みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法の規定の適用についての技術的読替え） 第三条 改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「旧電気事業法」という。）の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第十五条第二項	この法律又はこの法律	〔略〕 第七条第四項、第十一条第二項、前条第一項、第十九条第四項、第二十条、第二十一条第一項本文、第三十四条、第三十四条の二若しくは第三十六条第一項若しくは第二項の規定若しくは改正法附則第十六条第一項	第十五条第二項	この法律又はこの法律	〔略〕 第七条第四項、第十一条第二項、前条第一項、第十九条第四項若しくは第七項、第二十条、第二十一条第一項本文、第三十四条、第三十四条の二若しくは第三十六条第一項若しくは第二項の規定若しくは改正法附則

				第十九条第三項			
[削る]	[略]			第一項後段	[略]	[略]	
			供給約款				
		又は第七項					
[削る]	[略]			改正法附則第十八条第一項後段	[略]	[略]	、第十七条第一項、第三項若しくは第六項、第十八条第一項若しくは第四項、第二十条第三項、第二十五条の二第一項若しくは第二十五条の三第一項の規定又はこれらの規定
[削る]	[略]	の規定又は改正法附則第十八条第四項	特定小売供給約款				

第十九条第六項	〔略〕	第十九条第三項			〔略〕		
第一項後段	〔略〕	〔新設〕	供給約款	第一項後段	〔略〕	〔略〕	
改正法附則第十八条第一項後段	〔略〕	〔新設〕	特定小売供給約款	改正法附則第十八条第一項後段	〔略〕	〔略〕	第十六条第一項、 第十七条第一項、 第三項若しくは第 六項、第十八条第 一項、第二十条第 三項、第二十五条 の二第一項若しく は第二十五条の三 第一項の規定又は これらの規定

第二十一条第二項	[略]			第二十条			[略]		[削る]	
	供給約款（同条第四項又は第七項	[略]	[略]	同条第四項若しくは第七項	[略]	[略]	[略]	[削る]	[削る]	[削る]
特定小売供給約款（第十九条第四項の規定又は改正法	[略]	[略]	[略]	第十九条第四項の規定若しくは改正法附則第十八条第四項	[略]	[略]	[略]	[削る]	[削る]	[削る]

第二十一条第二項	[略]			第二十条			[略]		第十九条第七項から第十項まで	
	供給約款（同条第四項	[略]	[略]	同条第四項	[略]	[略]	[略]	供給約款	一般電気事業を	
特定小売供給約款（第十九条第四項	[略]	[略]	[略]	前条第四項	[略]	[略]	[略]	特定小売供給約款	特定小売供給を	

第六十六條の十第一項第二号	[略]	第二十三條第一項			[略]		
第八條第六項、第九條第五項（第十條第二項において準用する場合を含む。）、第十六條の三第五項（同條第八項において準用する場合を含む。）、第十九條第五項、第十項若しくは第十三項、	[略]	同條第四項又は第七項	[略]	[略]	[略]	[略]	
第十九條第五項若しくは第二十三條第一項の規定又は改正法附則第十八條第七項	[略]	第十九條第四項の規定又は改正法附則第十八條第四項	[略]	[略]	[略]	[略]	附則第十八條第四項

第六十六条の十第一項第二号	[略]	第二十三条第一項			[略]			
第八条第六項、第九条第五項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第十九条第五項、第十項若しくは第十三項、	[略]	同条第四項	[略]	[略]	[略]	[略]		
第十九条第五項若しくは第十項又は第二十三条第一項	[略]	第十九条第四項	[略]	[略]	[略]	[略]		

[略]	第十九条の二第二項、第二十二條第四項若しくは第十二項、第二十三條第一項（第二十四條の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十四條第二項、第二十四條の二第三項、第二十四條の三第三項若しくは第五項、第二十四條の四第四項若しくは第五項、第二十四條の六第二項（第二十四條の七において準用する場合を含む。）、第二十八條の四十六條第三項、第二十八條の五十一、第二十九條第六項、第三十條又は第三十五條
[略]	[略]
[略]	第十九条の二第二項、第二十二條第四項若しくは第十二項、第二十三條第一項（第二十四條の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十四條第二項、第二十四條の二第三項、第二十四條の三第三項若しくは第五項、第二十四條の四第四項若しくは第五項、第二十四條の六第二項（第二十四條の七において準用する場合を含む。）、第二十八條の四十六條第三項、第二十八條の五十一、第二十九條第六項、第三十條又は第三十五條
[略]	[略]

第百十条第一項	
この法律又はこの法律	
第七條第一項若しくは第三項、第十條第一項若しくは第二項、第十四條第一項若しくは第二項、第十五條第一項若しくは第二項、第十六條第一項若しくは第三項、第十九條第五項、第二十一條第一項ただし書、第二十三條第一項若しくは第三項若しくは第三十六條第二項の規定若しくは改正法附則第十七條第一項、第三項若しくは第五項、第十八條第一項若しくは第七項、第二十條第一項若しくは第四項若しくは第二十五條の二第一項の規定又はこれらの規定	

第百十条第二項	
この法律又はこの法律	
第七條第一項若しくは第三項、第十條第一項若しくは第二項、第十四條第一項若しくは第二項、第十五條第一項若しくは第二項、第十六條第一項若しくは第三項、第十九條第五項、第二十一條第一項ただし書、第二十三條第一項若しくは第三項若しくは第三十六條第二項の規定若しくは改正法附則第十七條第一項、第三項若しくは第五項、第十八條第一項、第二十條第一項若しくは第四項若しくは第二十五條の二第一項の規定又はこれらの規定	

[略]	第百十八条第一号
[略]	第八条第六項、第九条第五項、第十条の三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第十九条第五項、第十項若しくは第十三項、第十九条の第二項、第二十二條第四項若しくは第十二項、第二十四條第二項、第二十四條の三第三項若しくは第五項、第二十四條の四第四項若しくは第五項、第二十四條の六第二項（第二十四條の七において準用する場合を含む。）、第二十六條第二項、第二十九條第六項、第三十條、第三十一條第一項若しくは第二
[略]	第十九条第五項

[略]	第百十八条第一号
[略]	第八条第六項、第九条第五項、第十条の三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第十九条第五項、第十項若しくは第十三項、第十九条の第二項、第二十二條第四項若しくは第十二項、第二十四條第二項、第二十四條の三第三項若しくは第五項、第二十四條の四第四項若しくは第五項、第二十四條の六第二項（第二十四條の七において準用する場合を含む。）、第二十六條第二項、第二十九條第六項、第三十條、第三十一條第一項若しくは第二
[略]	第十九条第五項又は第十項

	項、第五十七條第三項又は第九十二條第二項	
[略]	[略]	[略]

(権限の委任)

第七條 改正法附則第二十五條の十第一項の政令で定める規定は、改正法附則第十六條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧電氣事業法第十九條第五項、第二十條、第二十一條第一項、第二十三條第一項及び第三項、第三十四條第一項並びに第三十四條の二第一項の規定、改正法附則第十八條第一項及び第七項並びに第十九條の規定、改正法附則第二十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧電氣事業法第二十四條第三項及び第四項並びに第三十四條第一項の規定並びに改正法附則第二十五條第二項の規定とする。

2
4 (略)

	項、第五十七條第三項又は第九十二條第二項	
[略]	[略]	[略]

(権限の委任)

第七條 改正法附則第二十五條の十第一項の政令で定める規定は、改正法附則第十六條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧電氣事業法第十九條第五項及び第十項、第二十條、第二十一條第一項、第二十三條第一項及び第三項、第三十四條第一項並びに第三十四條の二第一項の規定、改正法附則第十八條第一項及び第二項並びに第十九條の規定、改正法附則第二十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧電氣事業法第二十四條第三項及び第四項並びに第三十四條第一項の規定並びに改正法附則第二十五條第二項の規定とする。

2
4 (略)